

いじめ防止基本方針

2017年（平成29年）4月1日
福山市立神辺小学校

1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）に基づき、本校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下「いじめ防止等」という。）についての基本的な考え方や具体的な対応について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

2 いじめの定義

本基本方針におけるいじめについて、いじめ防止対策推進法（以下「法」という）第2条を踏まえ、次の通り定義する。

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

《具体的ないじめの態様》

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・金品をたかられる。
 - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等
- 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

3 いじめの防止等に係る基本的な考え方

いじめの問題に取り組むにあたっては、本校の児童実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築するため、本校教職員および関係者の認識の共有と徹底を図る。

(1) いじめの問題への認識

- ア いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、児童の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない重大な問題である。
- イ いじめは、全ての児童に関係する問題である。

(2) いじめの問題への指導方針

- ア いじめは絶対に許されないとの毅然とした態度で、いじめられている児童の立場に立って指導する。
- イ 全ての児童がいじめを行わず、いじめを放置することがないように、いじめは許すことの出来ない行為であることについて、児童が十分理解できるように指導する。
- ウ 児童一人一人の個性に応じた指導を徹底することや、児童自らがいじめをなくそうとする態度を身につける等について指導する。

(3) いじめの問題への対応

- ア 全ての児童が安心・安全な学校生活を送られるように、いじめの未然防止を徹底する。
- イ いじめの問題への対応は、一人の教職員が抱え込むことがないように、組織的な対応を行う。
- ウ 家庭と十分な連携を取り、必要に応じて、警察等の関係機関と早期に連携を図りながら取り組む。

4 いじめの防止等に係る具体的な対応

いじめの防止等やいじめの対処に関する措置を組織的実効的に行うため、いじめ防止対策委員会が中心となり、生徒指導部等と連携を図りながらその円滑な実施を図る。

- (1) いじめの防止等に係る教育相談体制及び生徒指導体制の構築
- (2) いじめの防止等に係る校内研修計画の策定
- (3) いじめの防止等に係る関係機関との連携
- (4) いじめの防止等を目的とする年間計画の策定
- (5) いじめの防止等に係る児童及び保護者への啓発・周知
- (6) いじめの防止等に係る相談窓口の設置・周知
- (7) いじめを認知した場合の対応プログラムの策定
- (8) 重大事態が発生した場合、福山市教育委員会と連携し緊急対応チームを編成

5 重大事態への対応

いじめの中には、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態については、「4」のいじめ防止対策委員会を中核とする「緊急対応チーム」を編成し、事態に対処する。

(1) 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、法第28条に基づいて次のとおり定義する。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（児童が自殺を企図した場合等）
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。）
- ※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

(2) 「重大事態」の対応

発生事案について、いじめ防止対策委員会において重大事態と判断した場合は、福山市教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識の下、いじめられた児童を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

ア 問題解決への対応

- (ア) 情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）
- (イ) 緊急対応チーム編成
- (ウ) 福山市教育委員会及び警察等関係機関との連携
- (エ) P T A役員等との連携
- (オ) 関係児童への指導
- (カ) 関係保護者への対応
- (キ) 全校児童への指導

イ 説明責任の実行

- (ア) いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の提供
- (イ) 全校保護者への対応
- (ウ) マスコミへの対応

ウ 再発防止への取組み

- (ア) 福山市教育委員会との連携のもとで指導計画の作成
- (イ) 問題の背景・課題の整理，教訓化
- (ウ) 取組の見直し，改善策の検討・策定
- (エ) 改善策の実施

6 取組みの検証と実施計画等の見直しについて

- (1) いじめ防止対策委員会において、各学期末にいじめの防止等に係る振り返りを行い、その結果に基づき、実施計画の修正を行う。
- (2) いじめ防止対策委員会において、各種アンケートを基に、年度間の取組を検証し、次年度の年間計画を策定する。